

様式第3号

沖縄県土木建築部公告中第98号

{ 簡易公募 } 型総合評価落札方式 { 標準型 } に係る手続き開始の公告
{ 公募 }

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり入札の手続きを開始します。

令和6年3月22日

沖縄県中部土木事務所
所長 高嶺 賢巳

1 業務概要

- (1) 業務名 港湾事業現場技術業務委託（R6-1）
- (2) 履行場所 中部土木事務所管内
- (3) 業務内容 現場技術業務 1式、対象工事 2件（予定）
- (4) 履行期間 令和6年5月20日 から 令和7年1月31日 まで
- (5) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針等に関する提案書（以下「技術提案書」という。）の提出を求め、技術提案書の内容と入札価格が業務の履行に最も適した者を受注者とする総合評価落札方式の試行業務である。
なお、本業務は、技術提案書の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案書の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。
- (6) 本業務は、若手技術者の育成を目的として、若手管理技術者を補助する管理補助技術者を配置することができる。
- (7) 本業務は、若手技術者の育成を目的として、管理技術者に若手技術者（40歳以下）を配置する場合に評価を行う。
- (8) 本手続きは、県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続きであり、議会承認後に効力を生じる事業である。従って、県議会において繰越承認が否決された場合は、入札を延期又は中止する。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越（翌債）手続きの関係上、入札を延期する場合がある。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 参加者に共通して求める要件
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - イ 沖縄県土木建築部の令和5・6年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し、業種区分：土木関係建設コンサルタント（沖縄県）、登録業種：「港湾及び空港」、「道路」、「鋼構造及びコンクリート」、「施工計画施工設備及び積算」のいずれかに登録された者。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（上記イの再認定を受けた者を除く。）。
 - エ 参加表明書等の提出期限の最終日から落札者決定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
 - オ 入札に参加しようとする者の間に以下の項目のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

①子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

①一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第34条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

②一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

キ 沖縄県内に、本店があること。

ク 実施方針が適正であること。

(2) 実績及び管理技術者等の要件

ア 企業に関する要件

(ア) 2(2)イからエに挙げる基準を満たす管理技術者及び担当技術者を当該委託業務に配置できること。

(イ) 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成25年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務1件以上の実績を有さなければならない。

a 同種業務： 橋梁新設（モノレール建設工事を含む）又は橋梁耐震補強工事に関する現場技術業務

b 類似業務： 橋梁補修に関する現場技術業務

(同種業務、類似業務とも国・都道府県・政令指定都市、市町村、各整備機構、高速道路株式会社等の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。)

実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、業務成績評定制度のない発注機関における業務実績は、この限りでない。

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

予定技術者においては、下記に示す条件を満たす者であり

(ア) 管理技術者は下記のいずれかの資格を有する者

[1] 技術士(総合技術監理部門：選択科目を建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[2] 技術士(建設部門)で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。

[3] 技術士(建設部門)で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門(技術士制度における技術部門で建設部門)に4年以上従事している者。

[4] 一級土木施工管理技士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

[5] R C C M(技術士選択科目と同様の専門技術部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

※管理補助技術者を配置する場合は、管理技術者と同じ資格要件を求める。

(イ) 担当技術者は下記のいずれかの資格を有する者

[1] 技術士(総合技術監理部門：選択科目を建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[2] 技術士(建設部門)で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。

[3] 技術士(建設部門)で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門(技術士制度における技術部門で建設部門)に4年以上従事している者。

[4] 一級土木施工管理技士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

[5] R C C M(技術士選択科目と同様の専門技術部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(ア) 管理技術者

管理技術者は、平成25年度以降に完了した業務において、2.(2)ア(i)a若しくはbの実績を1件以上有すること。ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする。

(イ) 担当技術者

(ア)の管理技術者の業務実績に関する要件と同じ。

エ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が5億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満とする。

※手持ち業務量とは、公告日時点(特定後未契約のものも含む)において管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務をいう。

(3) 取り抜け案件

以下の業務を落札した者は、本業務の落札者となることはできない。
なし

3 入札参加者を指名するための基準等

測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「(1)当該業務に対する技術的適正、(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

4 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(1－入札価格／予定価格)

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

ウ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

(ア) 予定技術者の経験及び能力

(イ) 実施方針等

(ウ) 技術提案の履行確実性

技術評価点＝60点×(①技術評価の得点合計点／技術評価の配置合計点)

①技術評価の得点合計＝((ア)に係る評価点)＋((イ)に係る評価点)×

(ウ)の評価に基づく履行確実性度)

エ 総合評価は、価格評価点と技術評価点の合計値(評価値)をもって行う。

(2) 落札者の決定

ア 落札者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を落札候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を選定する。

落札者は、落札候補者を入札参加資格委員会の審議を経て決定する。その結果は技術提案書を提出した者全員に通知する。

イ 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

ウ 低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、次の条件を契約の条件とする。

管理技術者の手持ち業務に低入札業務がある場合、手持ち業務量の制限を行う。

通常、5億かつ10件を2億かつ5件へ変更する。

エ 落札候補者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められたときには、落札候補者とならない場合がある。

オ 落札候補者となるべき者の入札価格が「建設コンサルタント業務等における総合評価方式低入札価格調査試行要領」第3条に基づく調査基準価格を下回る場合は、同要領第8条に基づく調査を行うものとする。

5 入札手続等

(1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 令和6年3月22日(金)から

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報サービスからダウンロードして下さい。

【入札情報サービス】<https://www.ep-bis.supericals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

ウ 問い合わせ先 公告文17(10)のとおり

(2) 参加表明書の提出等

入札参加を希望する者は、下記により参加表明書及び確認資料等を提出しなければならない。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等

- (ア) 期 間 令和6年3月22日（金）から 令和6年4月2日（火）まで
(イ) 受付時間 土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後4時
(ウ) 提出方法等 持参又は郵送（提出期限必着。配達を確認できる方法にて送付すること。）。
また、電子入札対象業者は、郵送（持参）による提出とあわせて、電子入札システムにおいても参加表明書（別紙様式－1のみでよい）を提出すること。

- (エ) 提出部数 1部
(オ) 提出先 〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1-6-34
沖縄県土木建築部 中部土木事務所 庶務班
電話番号 098-894-6510

イ 参加表明書の作成方法

参加表明書は、別記様式により作成し、別記様式－1を表紙として提出すること。
また、他様式とあわせて、必ず内容確認シート【指名段階】及び【入札段階】を作成し、添付すること（申請内容の確認のための資料であることから、記載の評価値を確約するものではない）。

ウ 参加表明書の無効

必要な要件のため、添付を義務づけた参加表明書等において、添付がなく、記載内容の確認ができない場合は、書類不備により指名されるために必要な要件の確認ができないとして失格とする場合があるので注意すること。

エ 入札参加資格の審査結果の通知（指名通知）

電子入札システム又は、郵便等をもって令和6年4月9日（火）を予定する。

(3) 技術提案書の提出等

技術提案書の提出方法は、次のとおりとする。

ア 提出資格

3に基づき、契約担当者より指名を受けた者。

イ 提出期間、提出場所及び提出方法

- (ア) 期 間 令和6年4月9日（火）から 令和6年4月17日（水）まで
(イ) 受付時間 休日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後4時
(ウ) 提出方法等 持参又は郵送（提出期限内必着。配達を確認できる方法で送付すること。）
(エ) 提出部数 1部
(オ) 提出先 〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1-6-34
沖縄県土木建築部 中部土木事務所 庶務班
電話番号 098-894-6510

ウ 技術提案書の作成方法

技術提案書は、別記様式により作成し、別記様式－11を表紙として提出すること。

(ア) 実施方針・業務フロー、工程表

業務の実施方針、業務フロー、工程表について簡潔に記載すること。記載に当たっては、A4版1枚に記載すること。

エ 技術提案書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

オ 技術提案書に基づく業務

実際の業務に際しては、技術提案書に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき補修の請求、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の減点対象とする。

(4) 履行確実性に関するヒアリング

ア 本業務は、どのように技術提案の確実な履行確保を図るかを審査するため、開札後速やかにヒアリングを実施する。ヒアリングの実施にあたっては、品質を確保するための調査基準価格（以降「調査基準価格」という。）を設定し、調査基準価を下回る（未満）者のみ、追加資料の提出及びヒアリングを実施することとし、調査基準価格以上（予定価格以下）の者については、ヒアリングを省略することができることとする。応札者全てが調査基準価格以上の者で提出資料に疑義がない場合は、ヒアリング等の実施を省略する。

(ア) 期 間 令和6年5月9日（木）

(イ) 場 所 中部土木事務所

(ウ) 出席者 配置予定管理技術者

イ ヒアリングの時間、詳細な場所、留意事項等は別途通知する。

ウ 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準に満たない者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、技術提案書のほか、開札後、履行確実性の審査のための追加資料の提出を求める。

追加資料の提出に関する連絡及びその提出は、以下のとおりとする。

提出を求めることとなる追加資料は、【様式】履行確実性の審査・評価のための追加書類【土木】のとおり。

追加資料提出連絡 令和6年4月26日（金）

追加資料提出期限 令和6年4月30日（火） 午後4時まで

エ ヒアリングの出席者には、配置予定管理技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者を合わせ、最大で3名以内とする。

(5) 入札手続

ア 電子入札

本業務は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う。ただし、代表者の変更等で電子入札によりがたい場合は、紙入札へ移行することができる。

なお、電子入札に関する事項については、入札説明書及び沖縄県電子入札運用基準による。

イ 紙入札

紙入札への移行を希望する場合は、速やかに17-(10)アの問い合わせ先に事前連絡をした上で、「沖縄県電子入札運用基準（※）」に基づく所要の手続を、電子入札システムの入札締切日時までに経ること。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-17】

<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html>

・電子入札システム利用者が紙入札へ移行する場合「紙入札方式移行申請書」（様式第4号）

・紙入札により電子入札案件へ参加する場合「紙入札参加承認申請書」（様式第3号）

【沖縄県電子入札ポータルサイト>4. 様式・マニュアル】

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/download/index.html>

ウ 電子入札システムによる場合の期日

入札書提出開始日時： 令和6年4月24日（水）9時00分

入札書提出締切日時： 令和6年4月24日（水）15時00分

エ 紙入札による場合の期日

持参日時： 令和6年4月25日（木）10時20分

持参場所： 〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1-6-34

中部合同庁舎3階

沖縄県土木建築部 中部土木事務所 庶務班

電話番号 098-894-6510

※指名通知書の写しを持参すること。

オ 開札日時： 令和6年4月25日（木） 10時30分 電子入札システムにより開札

6 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

7 入札に関する注意事項（持参により提出する場合）

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、業務名及び業務を履行する場所をこの業務の公告に従い記入すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (4) 当該業務の参加資格確認結果通知書の写しを提出すること。
- (5) 入札を希望しない場合には、入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第100条第2項に該当する場合は免除とする。

イ 契約保証金

沖縄県財務規則第101条及び土木設計業務等委託契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項第1号から第3号に該当する場合は免除とする。

また、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。

9 業務費内訳書の提出

本業務は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

- (1) 業務費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、業務名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。
ただし、電子入札対象業務であり、電子入札システムにより業務費内訳書を提出する場合には、代表者印の押印は不要である。
- (2) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された業務費内訳書について説明を求めることがある。
- (3) 電子入札システムにより業務費内訳書を提出する場合、使用できるファイルは原則としてPDF形式とする。ただし、PDF形式で提出できない場合は、Excel、Word及び一太郎形式での提出も可とする。なお、添付できるファイルの容量は、3MBかつ1ファイルのみとする。

10 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者の入札及び、参加表明書、技術提案書申請書並びにその他提出資料に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。なお、虚偽の記載があった場合は指名停止を行うことがある。

11 参加表明書等の内容の変更について

参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

12 配置予定技術者の確認

参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

13 支払条件

- 前金払 なし
部分払 既済部分に対し、履行期間中に2ヶ月に1回を超えない範囲

14 非指名者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合（苦情申立て）

技術提案書の提出要請を受けなかった者又は参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について、書面をもって説明を求めることができる。

(1) 提出期限、提出場所、提出方法

ア 提出期限：非指名の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。

イ 提出場所：公告文17(10)アの場所。

ウ 提出方法：書面（様式自由）を原則、郵送（配達を確認できる方法にて郵送すること）により提出することとし、提出期限内必着とする。やむを得ず持参する場合は、事前に連絡をすること。

(2) 回答

説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対して、契約担当者から書面をもって回答する。

15 再苦情申立て

契約担当者からの理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を受け取った日から7日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対して再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会が審議を行う。

(1) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

受付窓口 沖縄県土木建築部技術・建設業課 建設業指導契約班

受付時間 午前9時から午後5時までとする。

(2) 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の配布場所

沖縄県土木建築部 技術・建設業課 建設業指導契約班

電話番号 098-866-2374

16 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、技術提案書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

17 その他留意事項

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

(3) 参加表明書及び技術提案書の作成に関する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、指名及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は公開しない。

(5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(6) 電子入札システムは土曜日、日曜日及び祝日及12月29日～1月3日を除く毎日、午前9時から午後5時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、沖縄県電子入札ポータルサイトで公開する。

ホームページ <https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/index.html>

- (7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。
- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
沖縄県土木建築部 技術・建設業課 建設業指導契約班
電話番号 098-866-2374
沖縄県電子入札ポータルサイト
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/index.html>
 - ・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
取得しているICカードの認証機関
- (8) 次のホームページにて「沖縄県電子入札運用基準」を掲載しているのでダウンロードして紙入札方式参加申請書の必要書類を入手すること。
- ・沖縄県電子入札ポータルサイト
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/index.html>
- (9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず、確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
- ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
 - ・競争参加資格確認申請書受付票
 - ・競争参加資格確認結果通知書
 - ・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
 - ・辞退届受付票
 - ・日時変更通知書
 - ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
 - ・入札書受付票
 - ・入札締切通知書
 - ・再入札通知書
 - ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
 - ・落札者決定通知書
 - ・決定通知書
 - ・保留通知書
 - ・取止め通知書
- (10) 問い合わせ先一覧
- ア 契約関係：〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1-6-34
中部合同庁舎3階
沖縄県土木建築部 中部土木事務所 庶務班
電話番号 098-894-6510
- イ 応募調書資料関係：
〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1-6-34
沖縄県土木建築部 中部土木事務所 庶務班
電話番号 098-894-6510
- ウ 設計図書関係：
〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1-6-34
沖縄県土木建築部 中部土木事務所 港湾海岸砂防班
電話番号 098-894-6520

- (11) 詳細は入札説明書による。